

『家族をめぐる法・心理・福祉一法と臨床が交錯する現場の実践ガイド』 補遺 (2022年1月)

「少年法等の一部を改正する法律」が成立したことをふまえ、本書の内容に沿って、法律の概要につき簡潔に説明する。

2頁～4頁、(1)少年非行と少年法 ①年齢という視点

8頁～9頁、(g)検察官送致

9頁～10頁、(5)少年事件に関わる機関 (c)少年院の種類

選挙権年齢や民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、「20歳未満」としている少年法の適用年齢との整合性が問題になっていたが、2021年5月21日、改正少年法が可決成立した。

内容の要旨は、「少年法の適用年齢は20歳未満を維持したまま（すなわち、事件を起こした全員をいったん家裁に送致し、生い立ちや事件の背景を調べる仕組みは残したうえで）、18歳、19歳を「特定少年」と位置づけて、特例規定を新設。「特定少年」については、家裁から検察官に原則送致(逆送)する対象を現行の「故意の行為で人を死亡させた罪」から「法定刑の下限が懲役か禁固1年以上の罪」に拡大し、新たに強盗や強制性交、放火罪などを含める。逆送に至らない場合、「特定少年」に対する保護処分は、①6か月の保護観察、②2年間の保護観察、③少年院送致の3種類となり、②の保護観察については、重大な遵守事項違反があった場合には、1年以下の範囲内で、家庭裁判所の決定により少年院に収容することができる（このために、第5種少年院が新設される）。保護処分については、犯した罪の責任を超えない範囲内で処分を選択する（正確には「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において決定」する）。同様に「ぐ犯」を家裁送致から除外。服役中に立ち直る可能性を踏まえて量刑に幅を持たせている不定期刑の対象からも外す。また、実名や写真など本人を特定できるような情報の報道を禁じた規定は、逆送後に正式に刑事裁判が提起された段階で適用外とする」などである。この改正少年法は、2022年4月から施行となる。

(文責：村尾泰弘)